

いわてニューファーマー支援事業（準備型）の研修終了後の書類提出について

令和5年7月11日

原則として、就農予定地の市町村（就農予定地が複数市町村にまたがる場合は青年等就農計画又は経営改善計画を申請する市町村、面積等が最も大きい市町村）を管轄する広域振興局の農政担当部又はセンターあてに提出する。

【書類提出先一覧】

公所名	住所・電話番号	管轄市町村
盛岡広域振興局農政部 農政推進課	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話:019-629-6600	盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、八幡平市、葛巻町、岩手町
県南広域振興局農政部 農業振興課	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 電話:0197-22-2842	奥州市、金ヶ崎町
花巻農林振興センター 農政推進課	〒025-0075 花巻市花城町 1-41 電話:0198-22-4931	花巻市、北上市、西和賀町
遠野農林振興センター 農業振興課	〒028-0525 遠野市六日町 1-22 電話:0198-62-9932	遠野市
一関農林振興センター 農政推進課	〒021-8503 一関市竹山町 7-5 電話:0191-26-1413	一関市、平泉町
沿岸広域振興局農林部 地域農業活性化グループ	〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話:0193-25-2704	釜石市、大槌町
大船渡農林振興センター 農業振興課	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話:0192-27-9914	大船渡市、陸前高田市、住田町
宮古農林振興センター 農政推進課	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話:0193-64-2214	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域振興局農政部 農政調整課	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話:0194-53-4983	久慈市、洋野町、野田村、普代村
二戸農林振興センター 農政推進課	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話:0195-23-9203	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
農業普及技術課 普及担当	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 電話:019-629-5654	(就農地や居住地が県外の場合)

【提出書類及び期限等】

内容	提出期限	提出書類	備考
氏名、居住地、電話番号等を変更した場合	住所等の変更後1か月以内	(国)住所等変更届(別紙様式第12号)	交付期間～交付期間終了後6年間
就農の報告【全員】	就農後1か月以内	(国)就農報告(別紙様式第14号)	
就農が遅延する場合	研修終了後1年以内	(国)就農遅延報告(別紙様式第13号)	やむを得ない理由の場合
就農状況の報告【全員】	就農後毎年7月末及び1月末まで	(国)就農状況報告(別紙様式第9号、就農形態に応じた様式)	交付期間終了後6年間
就農を中断する場合	就農中断後1か月以内	(国)就農中断報告(別紙様式第15号)	やむを得ない理由の場合
中断していた就農を再開する場合	随時	(国)就農再開届(別紙様式第16号)	
離農する場合	随時	(国)離農届(別紙様式第21号)	交付期間終了後6年間
返還の免除を申し出る場合	随時	(国)返還免除申請書(別紙様式第18号)	病気等のやむを得ない事情がある場合

※(国)は「農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1」の様式を指す。